

第3次府中市学校教育プラン（案）に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間

令和3年11月22日（月）から令和3年12月21日（火）まで

2 意見の提出者数

提出者数	件数	意見の提出方法別の人数				
		電子メール	F A X	郵送	意見投函箱	窓口
4	34	2	1	0	0	1

※ パブリック・コメントの対象外ではありますが、道徳教育についてのご意見が1件ありました。

3 意見の概要とそれに対する市の考え方

別紙のとおり

※ 質問や意見の内容については、概要としています。

第3次府中市学校教育プラン（案）

意見の概要とそれに対する市の考え方

No.	章・施策	取組	意見の概要	市の考え方
1	第2章 第3節 本市の現状	児童・生徒数の 推移	学校ごとに児童・生徒数の差が拡大していくことに対する対策を書いてほしい。	本市では今年度まとめた「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、令和4年度に小規模化・大規模化による学校の抱える問題等について検討協議会を設置し、対応策を検討します。
2	第3章 第1節	基本理念・目指す人間像	第7次府中市総合計画（案）のキーワードで、「多様性を認め合うこと」や「SDGs」がキーワードになっており、個別最適な学びを推進する学校教育としては、リード文にこれらのキーワード（特に「多様性を認め合うこと」）を示してほしい。	本プランでは、基本的な考え方として、「全ての施策において他者を価値のある存在として尊重し、多様性を認め合う態度のかん養を目指す」こととしています。なお、リード文では「多様な他者と協働する」ことを、また「学習指導等の充実」や「特別支援教育の充実」にかかわる取組の中でも、多様性について触れています。
3	施策1 現状と課題	学習指導の充実	国や都の学力調査の結果だけでは、「学校における授業の一層の工夫・改善を図る」という結論を出す根拠はなく、もう少し具体的にこれまでの取組の成果と具体的な課題を示すべきである。	各学校で現状や課題は異なることもありますが、国や都の学力調査の結果は、市立学校の状況を表す客観的な資料の一つと捉えています。

No.	章・施策	取組	意見の概要	市の考え方
4	施策1 現状と課題	学習指導の充実	「学校における授業の一層の工夫・改善を図る」と結論づけず、「下位層（C層、D層）の児童・生徒の学習のつまずきの原因等について分析を進め、個に応じた指導につなげていく」ことを明記してほしい。	「学校における授業の一層の工夫・改善」の中に、「個に応じた指導を充実していく」という内容が含まれていると考えます。
5	施策1 現状と課題	いじめ	いじめの認知件数や解消率が下がっている理由が書いていない。	いじめの認知件数については、推移よりも各学校がいじめを見逃すことなく、いじめの疑いがあるものも含め、全ての案件に的確に対応することが重要であると考えています。なお、本プランではいじめの状況を示す指標の一つとして、直近3年間の推移を掲載したものです。
6	施策1 現状と課題	いじめ	「市立学校におけるいじめの認知には依然として課題がある」との認識を示すべきである。また、学校が全てのいじめについて安心して報告できるようにすべきである。	いじめを的確に認知し、対応していくことができるよう、「校内における研修等を充実させていく必要がある」ことを記載しています。
7	施策1 現状と課題	特別支援教育の充実	一般論ではなく、①教員や保護者への一層の理解啓発、②アセスメントの導入や研究、③支援員の増員・充実などの具体的支援策などを明示してほしい。	具体的な取組は、「3施策の方向性と主な取組」内で記載しています。

No.	章・施策	取組	意見の概要	市の考え方
8	施策1 現状と課題	学校組織・人材の支援	最後の文章の末尾に、「そして、近年は病休、育休、産休が出ても補充がなく、校内に欠員が出て、その補充がなされないという事態が起きています。教育の非常事態です。学校任せではなく、市や都の責任で教員を補充し、ゆきとどいた教育をすることが求められます。」を入れる。	正規教員が、病休、育休、産休に入った際の欠員補充は、東京都の制度の中で行われるべき措置であるため、教員の働き方改革に関する記述に追加することは適切ではないと捉えています。
9	施策1 施策の方向性と主な取組	1-1 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着	「毎年、各教科の理解度・意欲・具体的事実などを調べ、学校全体（教職員全体）で自校の児童・生徒の基礎学力の実態をつかみ、それに基づいて指導計画を作成し、実践していく。」を挿入。	本プランでは、主な取組として各種学力調査の結果を重要な指標の一つとして授業改善の推進を挙げています。各学校においては、授業の取組や定期考査、学力調査等の結果から、各教科の目標や内容の実現状況を把握し、指導方法の改善・充実に生かすとともに、それらを基に指導計画を作成しています。
10	施策1 施策の方向性と主な取組	1-1 英語教育の充実	小学校の担任やALTは英語教育の専門家ではないため、的外れな指導も見られ、小学校で英語嫌いの子を産みだしてしまう現状について一切触れていない。	小学校の英語教員及びALTは、英語教育を専門として児童を指導しています。本プランは、学校教育の方向性を示すことを目的としていることから、個別具体的な課題を記載することはふさわしくないと考えます。

No.	章・施策	取組	意見の概要	市の考え方
11	施策1 施策の方向性と主な取組	2-3 教員の専門性の向上	教員、保護者の理解啓発やアセスメントの導入など、教育委員会としての責務について記載してほしい。	施策1では、学校での取組を取り上げています。教育委員会における取組は、施策2の「教育相談・教育支援」で記載していません。
12	施策1 施策の方向性と主な取組	特別支援教育の充実	特別支援の対象児童・生徒が豊かな人生を送れるよう、「進路指導等の充実」として、①実態の把握、②進学先との早期段階からの情報共有、③的確な進路指導など、具体的な取組を示してほしい。	本プランは、学校教育の方向性を示すことを目的としていることから、個別具体的な取組については記載していません。
13	施策1 施策の方向性と主な取組	3-1 教員の指導力向上	校長自らがやりたい研究を押し付けたり、パワハラを行ったりした事例があるため、「また、学校管理職のリーダーシップのもと、組織的・継続的な校内研修が行われるよう支援していきます。」の部分を「学校管理職は、教職員の自主的研究を励まし、研究の自主性を守り発展するよう、支援します。」へと修正する。	ご意見をいただいた箇所は、勤務時間外の自主的な研修会ではなく、「各学校の教育目標等を踏まえた校内研修」を指すものです。また、ハラスメントについては、未然防止や解決に向けた対応を行っています。

No.	章・施策	取組	意見の概要	市の考え方
14	施策1 施策の方向性と主な取組	3-2 教員の働き方改革	現在の表現では、教職員の長時間労働にメスを入れることになっていないため、「教員の心身の健康を保持するためのストレス・チェックや必要に応じて産業医面談を実施するほか、」を「すべての学校に衛生委員会を設置し、教員の健康状態、勤務状態、働く環境問題を点検し、教員の心身の健康保持につとめる。必要に応じて産業医面談を実施するほか、」に変える。	いただいたご意見を踏まえ、「教員の心身の健康を保持するためのストレス・チェックや、必要に応じて産業医面談を実施するほか、」を「ストレス・チェックや長時間労働者への産業医面談の実施など、教員の心身の健康保持や働く環境の改善に資する取組を実施するほか」に修正します。 また、働く環境の改善に資する取組の一つとして、衛生委員会に関する検討も進めます。
15	施策1 施策の方向性と主な取組	3-4 いじめ防止対策の徹底（学校における取組）	いじめの定義が記載されていない。	この取組では、全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解することが重要であると考えています。いじめの定義については本プランで示すものではなく、「いじめ防止基本方針」等の中で示しています。
16	施策1 施策2 施策の方向性と主な取組	1-3 3-4 いじめ防止対策の徹底	ICT機器を活用して日常的に児童・生徒の心理状態を把握するなどの取組を検討していくことなどを示してほしい。	本プランは、各施策の展開にあたりICT活用の推進の視点をもつことを、第3章第3節で示しています。

No.	章・施策	取組	意見の概要	市の考え方
17	施策1 成果指標	全国学力・学習状況調査	学力調査の結果ではなく、学校評価の児童・生徒アンケートに共通質問項目を設定するなどの意識調査を実施し、それを成果指標とした方が実態に即した成果を把握できるのではないか。	国や都の学力調査の結果は、市立学校の児童・生徒の学習状況を表す客観的な資料の一つと捉えています。
18	施策1 地域・家庭・関係機関等との連携	民間事業者等との協働による環境教育	「地域の社会教育関係団体や民間事業者等との協働に積極的に取り組み、学習資源や学習機会の創出等の成果につなげます。」とあるが、市民一人一人が二酸化炭素排出削減に向けた行動を実施するための環境教育を通じた意識啓発は重要な取組です。	本プランは、学校教育の方向性を示すことを目的としており、ご指摘の内容は「環境保全に対する意識を育む取組の推進」の中に含まれていると考えます。
19	施策2 現状と課題	教育相談・教育支援	不登校児童・生徒の増加について、原因の考察や対策について触れられていない。	対策については「3 施策の方向性と主な取組」で示しています。
20	施策2 施策の方向性と主な取組	1-3 いじめ防止対策の徹底（教育委員会における取組）	いじめ防止対策推進法の目的をプランに明記すべきである。	本プランは、学校教育の方向性を示すことを目的としていることから、詳細については「いじめ防止基本方針」等の中で示すものであると考えています。

No.	章・施策	取組	意見の概要	市の考え方
21	施策3 施策の方向性と主な取組	1-1 校舎等の改築	「新たな学校施設では、～柔軟に対応できる施設づくりを進めていきます。」の続きに、「その際大切なことは、毎日使う教職員・児童・生徒の要望を取り入れ、教育活動を見通した器具・施設づくりが大切です。完成するまで施設の中身が知らされないようでは、使用者無視になります。」を入れる。	本プランの関連計画である「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」に老朽化対策の具体的な進め方等を記載しており、その中で、教職員・児童・生徒・保護者等の意見を基に、地域ごとの独自性や学校施設の個別条件に配慮した検討を行うこととしています。
22	施策3 施策の方向性と主な取組	1-2 誰もが利用しやすい学校施設の整備	文の末尾に、「都から下りてきていた校庭芝生化計画では、整備のむずかしさや維持費用などから、計画が途中変更になった。今後、都の計画を受け入れた時は途中変更になることが無いよう、良く学校と相談して進めていきたい。」を加える。	本プランでも記載している「大規模改修整備方針」に、整備事業の実施に当たって、児童・生徒の安全・安心や学校運営に与える影響、国や都の重点的な支援などを考慮した上で、計画的に実施することを記載しています。
23	施策3 施策の方向性と主な取組	3-2 学校施設の維持管理	「電気や給排水、消防設備」の記述について、建築設備工事の実態に合わせて「電機や給排水衛生設備、空調設備、消防設備」と文言を追加する。	いただいたご意見を踏まえ、「電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備及び消防設備など」に文言の修正をします。

No.	章・施策	取組	意見の概要	市の考え方
24	施策3 成果指標	トイレの洋式化	2025年度までに100%と目標設定されているが、もっと早く実施すべきである。	トイレの洋式化については、大規模改修整備方針で、「全市的な施策として短期間で実施すべき大規模改修」に位置付けています。実施時期については、対象校が29校となることから、本市の財政運営や実施体制を考慮し、改築事業の実施順序等を踏まえた上で、複数年に分けて実施していきます。
25	施策3 成果指標	タブレットを使用した授業の実施率	タブレットを使用した授業の実施率について、手段が目的化しているため、再考してほしい。	本成果指標は、教育財産の管理と活用という取組に対するもので、環境整備についての成果指標として設定しています。
26	府中市学校教育プラン 第6章 教育プラン 検討協議会	構成員	現場の教員や教育環境整備や教育条件整備に精通しているはずの学校事務職員がメンバーに入っていない。	学校現場の意見を聞き、策定の参考とするため、校長・副校長を委員に加えています。
27		構成	「第2次府中市学校教育プラン期間中の主な取組」という節を起こし、取組を総括してほしい。	本プランは、今後の学校教育の方向性を示すことを目的としているため、第2次府中市学校教育プランの総括は掲載していません。 なお、学校教育プラン検討協議会において、第2次府中市学校教育プランの課題等を示した上で議論を進めています。

No.	章・施策	取組	意見の概要	市の考え方
28		子供の表記	第7次府中市総合計画（案）では「子ども」と表記し、本プランでは「子供」と表記しているが、市として統一すべきである。	本プランでは、検討協議会での議論を踏まえ、「子供」という表記に統一しています。
29		特別支援教育	いじめについては、学校と教育委員会の取組がそれぞれ示されているが、特別支援は別で書かれていないため軽んじられている。	特別支援については、施策1における3つの施策の方向性のうちの1つと捉えており、いずれの課題も重要であり、課題に軽重をつけるという考えはありません。
30		特別支援教育	高校進学の際、対象生徒の課題を共有するために、近隣の高等学校との会議体設置を検討してほしい。	本プランは、学校教育の方向性を示すことを目的としていることから、個別具体的な取組については記載していません。なお、すでに「府中市立中学校・市内都立高等学校連携連絡会」という協議体があります。
31		いじめ防止対策	学校関係者の心身の負担軽減のため、スクールロイヤーを導入する必要性が高い。	既にスクールロイヤーの制度化に向け、調整を進めています。

No.	章・施策	取組	意見の概要	市の考え方
32		いじめ防止対策	スクールロイヤー導入に関して、弁護士会との交渉が難航している原因を市は正しく認識する必要がある。	引き続き調整を進めていきます。
33		いじめ防止対策	スクールロイヤーに代わる弁護士の関与方法として、非常勤弁護士1名を選任、もしくは教育委員のうち1名を弁護士から選任する。	スクールロイヤーの制度化を進める中で総合的に検討していきます。
34		パブリック・コメントについて	12件の計画を1か月で精読し、検討を加えることは不可能であり、閲覧の際には持ち出し禁止となっているため、期間の延長や閲覧場所の改善が必要である。	市の最上位計画である第7次府中市総合計画の策定作業に合わせ、整合性や連携を図る観点から、本プランの策定を進めたため、パブリック・コメント手続が同時期となっています。 閲覧方法については、ホームページでも公開していますので、ご理解くださいますようお願いいたします。